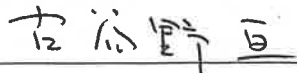


# 会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回上尾市成年後見制度利用促進審議会	
開催日時	令和3年8月20日(金) 午後1時00分から午後2時30分まで	
開催場所	オンライン開催とする	
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘委員長	
出席者(委員)氏名	江口 裕樹委員、吉田 剛委員、横森 雄次委員、吉田 香織委員、 児玉 洋子委員、丸山 広子委員、小杉 道郎委員	
欠席者(委員)氏名	石橋 誠也委員	
関係者として出席	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 山辺課長、北村係長	
事務局(庶務担当)	石川健康福祉部長、畑健康福祉部次長、堀田高齢介護課長、木村主幹、山口主査、武山主任、栗林主任、辰巳(文責) (オブザーバー) 福祉総務課 平賀課長、小坂副主幹 障害福祉課 林田課長、栗原副主幹	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画の進捗について ・本市の障害福祉領域における成年後見制度利用支援の現状と課題について (2) 中核機関の業務内容について ・(仮称)上尾市成年後見センターの設置について ・(仮称)上尾市成年後見センター運営委員会について ・上尾市社会福祉協議会における成年後見制度および権利擁護支援の取組み状況について	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について【了承】 (2) 中核機関の設置について ・(仮称)上尾市成年後見センターの設置について【了承】 ・(仮称)上尾市成年後見センター運営委員会について【了承】 ・上尾市社会福祉協議会における成年後見制度および権利擁護支援の取組み状況について【継続審議】
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 1名
会議資料	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・資料①第3次上尾市地域福祉計画、第6次上尾市地域福祉活動計画(骨子案) ・資料②本市の障害福祉領域における成年後見制度利用支援の現状と課題 (2) 中核機関の業務内容について ・資料③(仮称)上尾市成年後見センターの設置について(別紙①②) ・資料④上尾市社会福祉協議会における成年後見制度および権利擁護支援の取組み状況について	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和3年10月7日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">                     議長(委員長・会長)の署名                      議長に代わる者の署名                      (議長が欠けたときのみ)                 </div> <div style="text-align: center;">   <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 100%;"/> </div> </div>		

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	<p>本日の議題に入りたい。議題は2つだが、最初に、成年後見制度利用促進基本計画について事務局辰巳主査からご説明をお願いします。</p> <p>(1) 成年後見制度利用促進基本計画について</p>
古谷野委員長	<p>—資料①事務局から説明—</p> <p>ただいまの説明についてご質問あるいはご意見のある方は挙手をお願いします。ちなみに、この計画の中で成年後見制度利用促進はどのような記載になりそうか。</p>
事務局	<p>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載された内容と整合性を保った内容で記載したいと考えている。</p>
古谷野委員長	<p>すでにこの計画については昨年度ご説明をいただき文言も確認している。それとほぼ同じ内容のものが記されることになるということによろしいだろうか。特にご質問やご意見がなければ、資料2「障害福祉領域における成年後見制度利用支援の現状と課題について」障害福祉課の栗原副主幹からご説明をいただきたい。</p>
障害福祉課	<p>—資料②障害福祉課説明—</p>
古谷野委員長	<p>ご質問、あるいはご意見はあるだろうか。</p>
吉田剛委員	<p>報酬助成に関することを確認したい。これは様々な会議で、私の所属するリーガルサポートから提案させていただいているが、報酬助成に関して、市長申立に限るという要件の設定は、誰しもが使える制度という観点からは、限定要件をなくしていくべきだと思う。ぜひ前向きにご検討いただきたい。</p> <p>また、今の資料6ページで、助成対象の金額が、在宅は月額が2万8000円、施設入所の場合が1万8000円で、他市町村も同額の基準を設定しているようだが、正直に申し上げて、実際に受ける審判額と合っていない気がする。</p> <p>施設入所中の方でも、さいたま家庭裁判所の報酬付与の目安からするとだいたいベースは2万円で、報酬付与額が報酬の助成額では足りないことが多い。</p> <p>金額については過去にどこかで聞いたこともあるような気がするが失念したため、市として、この金額に設定した理由を覚えていれば、お聞かせ願いたい。</p>
事務局	<p>報酬助成を規定した当時の職員も異動しており、金額を設定した当時の状況については経緯を遡らないと、この場でご回答することはできないが、他市町村の助成基準を調査し、標準的な金額を設定したと考えられる。</p>
吉田剛委員	<p>他の市町村にもぜひ検討いただきたいことではある。やはり実態に合わせた報酬助成金額を設定していただきたいと私は感じている。家庭裁判所でもその実情は把握されていると思う。ご検討をお願いしたい。</p>
江口委員	<p>吉田委員のお話にもあった通り、弁護士会としてもこの報酬助成制度に関しては、市町村長申し立てに限らず、本人申立や親族申立も、全て対象としてもらいたいと、埼玉県協議会などでも繰り返しお話をさせているところである。そ</p>

	<p>の点、予算措置も含めて改めて、ご対応いただきたい。</p> <p>先程、障害福祉課の担当者からあまり問い合わせがないという話もあったが、制度利用を検討する立場からすると、検討する際に報酬が確保できるかどうかというところで、所在地市町村に報酬助成制度があるかどうかは、当然確認した上で申立を検討する。報酬助成が無いために、申立を断念している事例も背景にはあるということをご理解いただきたい。</p> <p>その点に関して、市の課題として8ページに書いていただいた通り、成年後見センターの立ち上げ後にはこういうことも検討する必要があるという前向きな意見が出てきたことは、私としてもありがたいことだと思っている。</p>
古谷野委員長	<p>ちなみに、報酬の助成だけだろうか。例えば申立にかかる鑑定費用については助成対象に含めるか。</p>
事務局	<p>鑑定費用も含め、対象者には助成をしている。鑑定費用の助成も予算措置は行っていないが、実績としては高齢介護課で平成31年度に一件、鑑定費を市が立て替えた実績はある。最終的に市長申立の審判後、審判書の指示通り、ご本人に請求をしている。</p>
古谷野委員長	<p>今高齢介護課担当者からの説明があったが、高齢介護課と障害福祉課とで助成の件数がどれくらい違っているのだろうか。</p>
事務局	<p>高齢介護課では一昨年で8件、昨年度で9件の助成実績がある。高齢介護課では市長申立に限らず対象者を広げている。</p>
古谷野委員長	<p>助成額については異なっているか。</p>
事務局	<p>助成額は同じである。</p>
古谷野委員長	<p>障害福祉課では、高齢介護課と比べるとずいぶん件数が少ないわけだが、成年後見制度の利用支援は報酬助成だけではないのではないのか。</p> <p>制度の広報や普及啓発というのも当然、成年後見制度利用支援事業の中に入ってくる。障害福祉領域では取り組んでいるだろうか。</p>
事務局	<p>親族や民生委員等も含めて、依頼されることがあれば制度についての説明はしている。</p>
古谷野委員長	<p>例えば介護者の会などで講演するというようなことはやっているだろうか。</p>
障害福祉課	<p>ご家族に対して個別にお話をするにはある。ただ、ご家族もまだ早いかなという段階で、説明をしても、聞き流してしまう方も実際いらっしゃるのでは、こちらでもその辺の普及啓発の努力が必要かなとは感じている。</p>
古谷野委員長	<p>上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターではどうだろうか。</p>
児玉委員	<p>まだまだとても弱いというか、それぞれの事業所の法人任せになっていたりして、その事業所の家族会などの中で弁護士や司法書士を講師にお招きするという活動はしている。ただ地域全体でそういうことにちゃんと目を向けて取り組んでいこうという風潮にまではなっていない。また、ご家族も手続きの煩雑さや、どこから手をつけてどういう考え方をしていっていいのだろうかというところ</p>

	<p>で、やはり、とても戸惑いがある。そこに相談支援がなかなか追いついていないという状況があるので、そこは本当に成年後見センターに期待をしたところである。</p>
古谷野委員長	<p>高齢者の領域だと、かなり知られるようになりつつあるが、障害者の領域ではほとんど知られていないというのが実情なのかもしれない。</p>
障害福祉課	<p>支援の中身は広報のところから考えていかないといけないという段階だと思う。</p>
古谷野委員長	<p>金額は高齢介護課と障害福祉課とで同じだということだが、これについては先ほどから、実情に合っていない、もうちょっと上げなければいけないというご意見があった。</p> <p>また、市長申立に関しても差がある。</p> <p>やはり、統一していただかないとまずい。市長申立に限定するという方向で対象者の枠を狭めるという話ではなくて、障害福祉課の方でも、いずれは市長申立に限るという要件を外していただくことが必要になってくると思う。おそらく成年後見センターが支援を始めたとしても、利用者が高齢者なのか、障害者なのかで中身が違ったり、運用が違ったりしたら大変困るわけである。</p> <p>やはり一本化していく必要があると思う。</p> <p>その際に、二つの課に分かれていることがいいのかどうかということも含めて考える必要がある。</p> <p>というのは、他の自治体でも、成年後見制度の主管課が高齢者の担当課にあるという例はあまりないのではないかと思う。相談や申立実績として、高齢者が多いというのはあるが、主管課は、むしろ、福祉部の総務を担当する福祉総務課に一本化するという形の方が動かしやすくなっていくのではないかと思うが、健康福祉部としては何かご検討されているだろうか。</p> <p>福祉総務課長にお聞きしたい。</p>
福祉総務課	<p>健康福祉部内では、主管課として高齢介護課が担当しているため、当課が担うという考え方で現状は検討していない。</p>
古谷野委員長	<p>どこがやってもいいと言えいいのだろうが、他の自治体の例を見ていると、やはり全体を見通せるような福祉の総務を担当する課が主管課を引き受けてくれているところが多いし、上尾市社会福祉協議会との関係でもその方がやりやすくなっていくのではないかと思える。</p> <p>上尾市社会福祉協議会の山辺地域福祉課長何かご意見はあるだろうか。</p>
山辺課長	<p>福祉総務課の現状もよくわかる。重層的支援体制整備事業のことなど含め、いろいろと抱えているため、どのような形が望ましいとは明言できない。成年後見センターの受託候補先法人としては、主管課がどこであったとしても、しっかり一緒に連携し、同じように目的を共有しながら動いていけるような体制が取れば一番良いと考えている。</p>
古谷野委員長	<p>無難な回答をいただき、ありがとうございます。</p> <p>小杉委員どうぞ。</p>
小杉委員	<p>5 ページ目に、市長申立で、65 歳未満が対象となっているが、これは年齢制限があるのだろうか。</p>

障害福祉課	現行では 65 歳以上の方については高齢介護課で手続きをしていただいている。
小杉委員	65 歳以上の方は高齢介護課、障害者では 65 歳未満が対象というすみわけだろうか。
障害福祉課	その通り。
古谷野委員長	この 5 ページの 8 人の方についてだが、年齢は何歳くらいの方だろうか。
障害福祉課	概ね 40 代から 50 代である。
古谷野委員長	いわゆる親亡き後を考えなければいけない年齢層である。その年齢層の方たちはたくさんいるわけだが、本来だともっとたくさん出てきていいはずだと思う。やはり、周知が足りてないのかなあという印象がある。
障害福祉課	今後は、その辺についても配慮しながら進めさせていただきたいと思う。
古谷野委員長	よろしいだろうか。では次の議題、中核機関の業務内容について、資料③に基づき事務局辰巳主査からご説明をいただきたい。
事務局	－資料②説明－
古谷野委員長	ご意見あるいはご質問を頂戴したい。最初に別紙①の仕様書案についてお気づきのことがあればご意見をいただきたい。
丸山副委員長	<p>目的のところだが、この目的だと、中核機関の機能が全部は担えないと思う。判断能力が不十分な方のために、という記載になっているが、全体的に、例えば、今は必要としないが、これから成年後見制度について知りたいとか、あるいは市民へ向けて、先ほど古谷野委員長がおっしゃったように広報を行ったり、支援者であるケアマネジャーや民生委員からの相談など、間口を広くとり、気軽な相談窓口にするためには、やはり包括的なことを書いた方が良いのではないかと考える。</p> <p>参考として、大規模な自治体ではあるが、豊田市の記載例を事務局にもご紹介させていただいた。法に基づいた中核機関の委託事業が適切に実施されるために、法の趣旨に鑑みた支援を可能な範囲で実施するということを盛り込んだほうが良いと思う。将来に備えるための任意後見や民事信託なども、他市センターの相談では増えてきている。親族後見人の方がどうしたらいいか、など、いろいろな方の相談を受け止められるような内容にしたほうが良いかと思う。全国で、設置済みの中核機関の記載例なども参考にしながら検討いただきたい。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。仕様書にある、成年後見センターの目的については、国の計画の利用促進における基本的な考え方というところに準じて、必要とする方が適切に成年後見制度を利用できることになるということが、設置の第一の目標と捉えた記載を行ったつもりである。</p> <p>確かに、丸山副委員長のご指摘の通り、これから制度利用を検討したい方や、ご親族、あるいは任意後見制度の説明、また、補助や保佐などの利用促進なども含め、市民への理解や、普及啓発はセンターの大きな役割と考えている。現行の表記とあわせ、その辺りも含めた市の考え方を目的に落とし込みたい。</p>

古谷野委員長	<p>実際には（６）の業務内容の中に、広報、相談、普及啓発、市民後見人の支援等詳しく記載されてはいるが、センター開設の目的のところに包括的に書かれていないなという感じを受けるため、再度検討していただきたい。  標記については工夫していただければ良いと思う。  他に何かご質問やご意見はあるだろうか。  一点確認したい。業務内容の記載に関し、（１）から（６）までであるが、大事なものの順番になっているだろうか。</p>
事務局	<p>（１）から（６）については、国の計画の順番に倣い、広報、相談、利用促進、協議会、後見人支援の順に記載しているが、ぜひ、この機会にご意見をお伺いしたい。</p>
古谷野委員長	<p>センターの役割として、これを全部やらなければいけないわけだが、大事なものの、あるいは中心となるべき順番からするとこの順に考えている、という事務局側の理解だが、よろしいだろうか。</p>
丸山副委員長	<p>今古谷野委員長がおっしゃっているのは、令和３年度のことによろしいだろうか。  令和３年度と令和４年度で実施内容を比較した時、当然、盛り込む内容を令和４年度の方に多く持っていくことになる。令和３年度に関しては、２ヶ月くらいしか委託期間がない。これまでの説明だと、広報や啓発等に重点を置いて実施していくという話だったと思う。  次年度は、中核機関が実施すべき内容をフルスペックで整備するということになると思う。今の事務局の説明では、国の計画通りの順番で記載しているということだが、令和４年度の方で、（３）の成年後見制度の利用促進に関することの中に、国計画では、マッチングや、担い手の育成活動の促進とか日常生活自立支援事業からの移行という内容が盛り込まれている。仕様書上は、本来利用促進に盛り込まれるべき、市民後見人に関することや法人後見に関することなどを、別立てにして記載されているが、これが、順番も含めてどういう整理なのかなあいうのが疑問だった。</p>
古谷野委員長	<p>令和３年度は逆に言うと、こんなに書かれると困るのではないかと思う。  今年度の委託期間である２ヶ月間にこれだけのことをやれと言われ、全部やらなかったという結果になってしまうと、実施報告書が書けないのではないかという心配はある。上尾市社会福祉協議会山辺課長、大丈夫だろうか。</p>
山辺課長	<p>事務局担当者と色々打合せをしながら、提出していただいた仕様書である。皆様にご指摘され、本当にできるのか、と言われれば不安はある。２月からの契約期間内で、まずは受託先として、センターの開設場所の準備をメインに取り掛かりながら、パンフレットなど、広報啓発に関しても、次年度に向けて準備する予定である。そこから開設予定である３月半ば頃から、広報や周知を始めると、おそらく内容としては精いっぱいになってしまうと思う。</p>
古谷野委員長	<p>委託内容が簡単すぎると、逆に具合が悪いということが市側にはあるのだろうか。</p>
事務局	<p>段階的にできるところから始めていただくとしても、最終的には中核機関としてフルスペックの機能を備えられる団体への委託を想定している。例えば、広</p>

	<p>報と相談だけであれば受託できるという団体も、一部にはあるかと思うが、将来的に、中核機関としての機能の全部を担っていただける団体の候補は、市内では上尾市社会福祉協議会以外にはないと考えており、そのようなセンターの将来像を含めて、この令和3年度の仕様書に入れている。</p> <p>仕様書の令和3年度と令和4年度とを比較していただけると、例えば、広報や相談は、来年度に向けて、すぐに取り組めるよう用意するという記載をしているが、利用促進以降の内容に関しては、体制を整備することが令和3年度の目標であり、令和4年度以降で予定している各種会議が開催できるよう、準備するところまでを、令和3年度中の委託内容として想定している。</p> <p>また、先ほどの丸山副委員長からのご指摘の通り、利用促進の中に後見人支援や市民後見人の育成に関することが本来は入るべきものだと思っている。</p> <p>ただ、市民後見人の育成に関しては、少しずつ、段階的に進めていきたい内容でもあり、今年度及び次年度の仕様書案では、メインに取り組む利用促進の事業から切り離していることもあったため、改めて追記するという形を取らせていただいた。</p>
古谷野委員長	<p>仕様書の作り方の工夫として、例えば令和3年度の仕様書に、フルスペックで記載したうえで、これに向けて準備を進めるということを目録に記載するという方法もある。令和4年度の仕様書では冒頭に記載をした「準備をする」、という表記を消してしまうというやり方もあり得るのではないかと。</p> <p>その辺の標記の方法は上尾市社会福祉協議会の山辺課長も一緒に、受託できる範囲と、書かなければいけないことを記載した上で、実施できないこともあれば仕分けが必要だろうと思う。</p> <p>仕様書に続き、運営委員会についてもご質問やご意見を頂戴したい。</p> <p>1つ質問がある。運営委員会は基本的にはセンターの運営委員会だからセンターが担う機能について考えるということだが、成年後見制度利用促進事業は、センターだけが実施するものではなく、むしろ市の事業でもある。その辺をどう整理されているのだろうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、市が中心となって、地域連携ネットワークの体制を整備することが国計画でも求められている。センターの事業評価にとどまらず、市の取り組みについても運営委員会の中で、ご意見を頂戴したいと考えている。</p> <p>またそれを市の各課が持ち帰り、高齢介護課が事務局を担う会議で言えば、例えば地域包括ケアシステム推進協議会や、高齢者福祉計画・介護保険事業計画会議などでも報告し、審議をしていただきながら、市の事業に反映させていきたいと考えている。</p>
古谷野委員長	<p>成年後見センターが事務局になるのはいいとしても、センターが実施する場合には上尾市社会福祉協議会の事業を審議する場になるかと思う。</p> <p>市の実施する成年後見制度利用促進の事業に関して、外部の意見を聞く、「市の審議会」という位置づけにはならないのではないかと。</p>
事務局	<p>運営委員会は市も中心になって一緒に進めていく考えである。事務局は社協になるが、もちろん中心メンバーとして市が参加している。この利用促進事業は、基本的には市が実施するべきものを委託しているという考え方であるため、その中で審議をしていただけると考えている。</p>
古谷野委員長	<p>結局、市が主催で、成年後見制度利用促進に関する審議を行う会議体はなくなってしまわないかと思うが、他がやるからいいという考え方だろうか。</p>

高齡介護課長	協議会の機能を担う運営委員会に関しては、市が社協に委託をするとしても、市が中心となって取り組んでいくという考え方である。古谷野委員長がおっしゃったように、市の協議会ではなくなるのではないかという捉え方を市としてはしていない。
古谷野委員長	安心していいということだと思う。資料 8 ページにある各種会議との関係という部分の話になってくるのかもしれない。
事務局	<p>補足をさせていただきたい。当初、この審議会を設置したときにも、令和 3 年度末でこの審議会を終了するかどうかは懸案にあった。市の実施する事業を審議していただく場が、上尾市社会福祉協議会に移るということの妥当性に関しては、皆さんのご意見を聞きながら、最終的には継続するか、終了するかを決めていこうと考えていた。</p> <p>実務上でいえば、市には現在数多くの会議体があり、次年度以降に、内容と構成メンバーを一にする審議会を、センターの運営委員会のほかに市の中に別に設置することが果たして必要かどうかというところも懸念する。</p> <p>この審議会を設置した時点では、法律の専門職が参加し、成年後見制度について協議できる会議体が上尾市の中にはなかった。審議会で、成年後見制度に精通する皆さまからご意見をいただくことで、市としても制度の利用促進に関する理解を深めることができた。今後は、センターの委託業務の中に、協議会として、運営委員会の開催を含んでいる。運営委員会の中で、センターの業務に関する審議のほかに、市の取組み状況についても随時報告をしていく想定である。運営委員会の委員の皆さまに、市の取組みについても審議していただき、市の取組みに反映できる内容については、いただいたご意見を、他の計画会議等に報告しながら、市の中でも審議をしていただくという想定で進めていきたいと思っている。</p>
古谷野委員長	そういうスタンスでこの運営委員会を設置するということだが、よろしいだろうか。
丸山副委員長	地域共生社会の実現に向かい色々な協議会がある中で、それぞれが少しずつ統合していく可能性もある。今の市の考え方にもあったが、上尾市社会福祉協議会にこの事業を委託するとしても、最終的には地域共生社会の実現に向け、様々な協議会や合議体に、三士会の代表など、法律の専門職も参加し、一緒に検討していくことが望ましい。全体の枠組みが、間もなく上尾市にもできて来る。一方は市の協議会、一方は成年後見センターの事業の運営を審議する会として、市も同じ方向を向いて、一緒に考えていくという思いが根幹にあれば私は大丈夫だと思っている。
古谷野委員長	<p>はい、ありがとうございました。そのような考え方のもとで会議を開催していき、上尾市社会福祉協議会のものであるから市は後のことは知らないよ、というようなことにならなければいいわけである。</p> <p>他になければ資料④について上尾市社会福祉協議会山辺課長からご説明を頂戴したい。</p>
山辺課長	-資料④説明-
古谷野委員長	まだこれから詰めていかないといけない部分がたくさんあるという話だが、何



江口委員	<p>かご質問やご意見はあるだろうか。</p> <p>資料④6 ページの、法人後見事業実施要綱について伺いたい。</p> <p>この要綱は、埼玉県社会福祉協議会が出している、社会福祉協議会が委託を受ける場合の設置要綱をベースとして修正を加えたものだとして理解しているが、対象者の要件等について、かなりオリジナルなものになっているようにお見受けする。</p> <p>先ほど上尾市社会福祉協議会山辺課長が説明でも触れた部分で、例えば、この13条第3項についてだが、当面の間は一項3のみを後見業務の対象者として実施するという点について明記する必要はないと考える。私としては、支援調整会議の方で対象者の選別をかければいい話であって、要綱や規則として、あえて定めたりする必要はないのかなと思っている。もちろん、埼玉県社会福祉協議会で示しているものは、あくまでモデルなので、実情に即して変えていただいてもいいとは思いますが、他市との兼ね合いもあるので、この辺りは、基本的にモデル条項に従って定めた方がいいのではないだろうか。各市町村間の成年後見センターに対象者の差異があることで、他の市では大丈夫だが、上尾市では受けられないというような話になりかねない。協議を進めるうえで、ご再考いただければと思う。</p> <p>あともう一点、法人後見受任検討会議について確認したい。支援調整会議があるため、法人後見受任検討会議については簡易な形をとるということで、9ページ以降の資料にもある通り、この会議体は専門職を入れない形で組織するという趣旨だったかと思う。私も他市の法人後見の受任検討会議に参加していて感じるが、受任に際しては利益相反の恐れなど、社会福祉協議会が法人として受任していいのかどうかということについて、結構専門的な知見が必要とされる。参加する専門職の負担にご配慮いただいているのだろうが、もともと、受任検討会議は専門職を入れた形の会議が想定されている。確かに検討事項は支援調整会議と重複するところも多いので、全く同じような専門職が入る必要があるのかという懸念も理解はできるが、その辺りもご再考いただければと思う。</p>
古谷野委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>丸山副委員長どうぞ。</p>
丸山副委員長	<p>二点ある。県内の社会福祉協議会でも市民後見人が活動する際の後見監督人を担っていたり、任意後見に取り組んでいる社会福祉協議会がある。今後、そういった事業を上尾市の成年後見センターで実施する意向があれば、触れておくことも必要かと思う。</p> <p>もう一点として、さきほど江口委員からもご指摘があった財産の要件の関係だが、実際この事業については、社会福祉協議会の単独実施ということで、この事業でお金を儲けようという意図はないかと思うが、実際に、法人後見を受任する上で、社会福祉協議会を選んでくれた方というのは経済的な事情だけでなく、社会福祉協議会を信頼し、他の団体と比較して選んでくださっているということもあると思うので、あえて経済的要件を明記しなくてもよいのではないかと思う。</p> <p>また、上尾市社会福祉協議会が安心して受任できるような体制の整備として、司法の専門職に、アドバイザー的な参加をお願いするか、会議に出席していただきアドバイスを受けられるような体制を整えるほうが受任するうえで安心できるのではないかと思う。</p>
古谷野委員長	<p>後見監督人の件は、私も同じように、入れた方がいいと思っていた。</p>

	<p>それから、設置規定の附則が令和4年の4月1日施行になっている。委託の始期は令和3年の2月準備、3月開設ではなかっただろうか。</p>
事務局	<p>はい。その通りである。</p>
古谷野委員長	<p>開設は3月以降だが、委託は2月1日からだとすると、4月1日だとまずいのではないか。</p> <p>これは細かな話だが、今後、内容を詰めていき、10月か11月には確定の予定だと思うが、もう1回、この会でご意見を伺った方が良くはないだろうか。</p> <p>市からいただいている予定だと、次の審議会は2月だとのことだが、それだともう間に合わない。市の委託内容は固まったけれど、それを受けての、上尾市社会福祉協議会の方での成年後見センターの組織や運営に関する規定がこの案を見る限りまだ固まっていないと思う。どうだろうか。</p>
事務局	<p>審議会としてもう1回臨時で開催できるかどうかについては、予算上の問題もあり即答できかねるが、例えば、書面でご意見をいただきたく等、何らかの形で、皆さまからのご意見をいただき、もう少し再考が必要かなとは考えている。</p>
古谷野委員長	<p>山辺課長いかがだろうか。</p>
山辺課長	<p>今日ご指摘をいただいたところも含め、しっかり作り直していきたいと思う。今後、皆さまにももう1度確認していただき、ご意見や、修正案などいただけると大変ありがたいと思う。</p>
古谷野委員長	<p>時間的な制約があるので、この規定全てが完全な形で整っていなければいけないという事ではないのかと思う。</p> <p>まず必要などころから1つずつ詰めていく形でもいいから、大急ぎで詰めなければいけないことは、網羅されているということにしたらいいのではないかと思う。ぜひご検討いただきたい。</p> <p>もうすでに予定の時間を超過してしまったが、何かご意見のある方はいらっしゃるだろうか。他になれば、その他について、事務局辰巳主査どうぞ。</p>
事務局	<p>この会議は、今年度計3回を予定しており、次回の会議は2月から3月ごろ、成年後見センターの設置が決定した際に、最後の会議を考えている。</p> <p>臨時に、もう一回開催できるかどうかは、改めて内部で調整させていただき、ご協力いただく場合には事前にご連絡させていただきたい。</p>
古谷野委員長	<p>先ほども申しあげたが、ちょっと不安な部分があるため、できれば、もう1回早めに招集していただくことができればと個人的には思う。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>以上で令和3年度第1回上尾市成年後見制度利用促進審議会を終了とさせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>以上</p>